

認知症のかたとその家族が安心して集える交流の場
『認知症カフェ』に参加しよう！

認知症カフェ名	問い合わせ	とき・ところ	参加料
ふじさわ苑オレンジカフェ	ふじさわ苑(☎571-1234)※1週間前までに電話(平日のみ)で要予約	1月16日(日)午前10時～11時・ふじさわ苑地域交流ホーム	100円
えみ笑カフェオレンジ	笑カフェ(☎598-8020)※要予約	1月17日(月)午前10時～11時・笑カフェ(岡部駅前)	100円(昼食は別途500円)
瑠璃色のふるさと	市社会福祉協議会(☎573-6563)※要予約(平日のみ受付)	1月26日(水)午前10時～11時30分・瑠璃光寺(稲荷町北9-25)	無料
なごみオレンジカフェ	医師会なごみ(☎577-5371)※要予約	1月27日(木)午前10時30分～正午・老人保健施設FOMA・なごみ	100円
カフェ・オレンジヴィラ	フラワーヴィラ(☎584-5550)※電話で要予約	1月30日(日)午前10時～午後1時・デイサービスセンターかぐや姫	無料(昼食は別途400円)

※フラワーヴィラでは、『フラワーヴィラ花園テラスカフェ』として、毎週水曜日の午後1時～3時にカフェを行っています。詳しくは、フラワーヴィラ(☎584-5550)へ

※認知症に関しては、地域包括支援センターでも随時ご相談いただけます。

新型コロナウイルスワクチン関連情報

【問い合わせ】 深谷市新型コロナウイルスワクチン接種専用センター(☎0570-003065) 午前8時30分～午後5時15分 ※1月11日(火)以降は毎日(土・日曜日・祝日も実施)

追加接種(3回目接種)については、初回接種(1・2回目接種)完了時期をもとに接種券を順次発送します。追加接種の時期については、次のとおりです。

なお、初回接種を完了していないかたには、追加接種の接種券は発送されません。

【追加接種スケジュール】

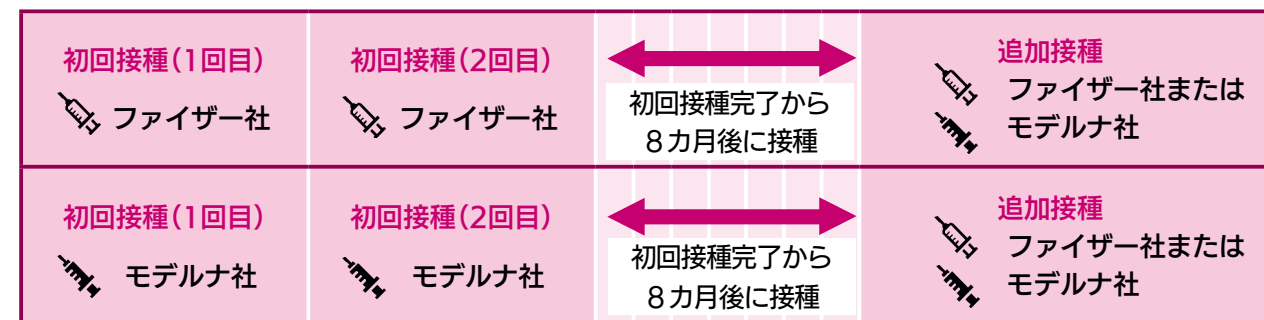
初回接種完了時期	接種券発送時期	予約開始時期	接種開始時期
令和3年5月～6月前半	令和3年12月下旬	令和4年1月11日(火)	令和4年1月～2月
令和3年6月後半～7月	令和4年1月下旬	令和4年2月1日(火)	令和4年2月～3月
令和3年8月	令和4年2月中旬	令和4年3月1日(火)	令和4年4月
令和3年9月以降	未定	未定	未定

【使用するワクチンについて】

① ファイザー社製ワクチン ② 武田/モデルナ社製ワクチン(薬事承認後から使用開始)

追加接種で使用するワクチンは、初回接種で使用したワクチンの種類に関わらず、①・②どちらかのワクチンを選択し接種します。

※ワクチンは、医療機関ごとに種類が異なります。



専門家に聞きました！

追加接種は初回接種と異なるワクチン接種でも大丈夫です

オミクロン等変異株の流行により、各国におけるワクチン接種後の感染拡大が報告されています。2回接種により細胞性免疫は維持されるため、重症化は抑制されますが中和抗体は時間経過と共に減少することから、追加免疫が必要とされています。日本では2回ワクチン接種(初回接種)完了者に対し、8カ月後に3回目の追加免疫を実施予定です。米国国立衛生研究所のミックスアンドマッチ(交互接種)試験によれば、初回接種がmRNAワクチン(ファイザー社製ワクチンまたは武田/モデルナ社製ワクチン)の場合、追加免疫に使用するワクチンはファイザー社でもモデルナ社でも副反応は同程度です。

また、米国疾病対策センターもmRNAワクチンの場合、追加免疫(ブースター)接種に関し、どのmRNAワクチンを選んでもよいとしており、英国予防接種諮問委員会JCVI・ドイツ保健省も同様の見解です。2回目以降、異なる種類のワクチン接種により免疫が高まり、副反応が軽減するとの報告もあり、私自身の追加免疫には、初回接種とは異なるモデルナ社製ワクチンの接種を希望しています。

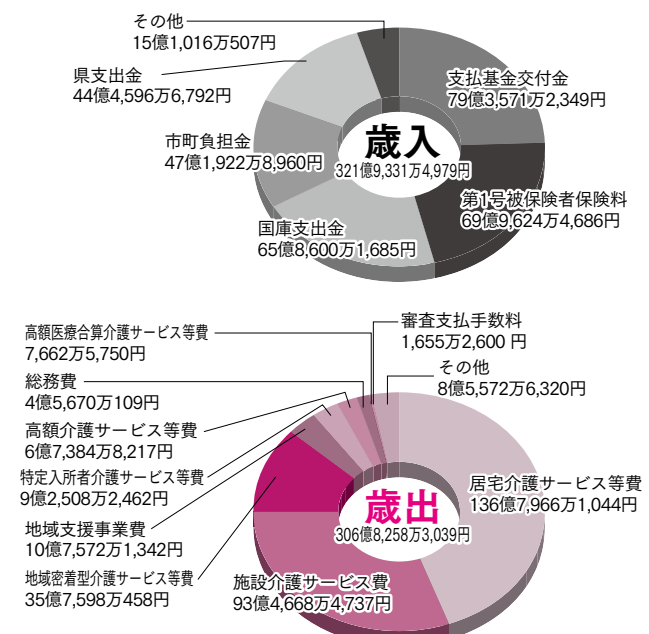


ふかやクリニック院長 古閑比斗志氏

大里広域市町村圏組合介護保険特別会計決算

大里広域市町村圏組合(☎501-1330) 令和2年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計の決算が確定しましたので、主な内容についてお知らせします。

歳入総額は321億9,331万4,979円で、対前年度比3.09%増、歳出総額は306億8,258万3,039円で、対前年度比0.82%増となりました。なお、令和2年度の歳入歳出差引額は15億1,073万1,940円です。



認知症家族のつどい

【問い合わせ】 長寿福祉課(☎574-8544)

対象 認知症のかたを介護している家族
とき・ところ 1月11日(火)午後1時30分～2時30分・市社会福祉協議会 2階会議室
申し込み 前日までに問い合わせ先へ

おむつ代の医療費控除

【問い合わせ】

大里広域市町村圏組合(☎501-1330)、長寿福祉課(☎574-8544)

要介護認定を受けておむつを使用している場合、医師が発行する『おむつ使用証明書』のほか、大里広域市町村圏組合が発行する『おむつ使用確認書』でも、確定申告で医療費控除が受けられます。

対象 次の要件を全て満たすかた
① 令和3年1月から12月中に要介護認定有効期間がある ② 要介護認定のための主治医意見書で、寝たきり状態にあり、尿失禁の発生の可能性が確認できる ③ おむつ代の医療費控除を受けるのが、2年目以降である(初めてのかたは、医師が発行するおむつ使用証明書が必要)